

部活動運営計画

1 ねらい

- (1) 自身の目標や集団としての目標を達成するために、計画を立案し、実行していく自治能力を育む。
- (2) 学校教育の中で、生徒を教職員集団が多面的に捉え、生徒の自己肯定感を伸ばす。
- (3) 自己の興味関心にあった活動を行うことによって、自主性を養い、張り合いのある学校生活を送れるようにする。
- (4) 興味関心を同じくする異年齢集団における活動を通して、リーダー性や協調性等の社会性を育む。
- (5) 自身の黙唱や手段としての目標を達成するために、計画を立案し、今期強く取り組もうとする強い意志力を育む。

2 活動内容

(1) 運営について

- ① 部活動顧問、学級担任、保護者間の連絡を取り、円滑な運営を図る。
- ② 必要に応じて顧問会議を開き、顧問間の意思疎通に努める。
- ③ 定期的に部長会議を開き、共通化・意識化を図り、必要に応じて部活動集会を開く。(年度当初は必ず部活動集会を開く)
- ④ 部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。
- ⑤ 部活動全体の推進を図るため、部活動担当を置く。
- ⑥ 定期的に部活動への取り組みが思わしくない者について調査する。

(2) 活動時間

- ① 平日 2時間程度 休日 3時間程度
- ② 朝練習の活動時間は、次のように定める。
 - ・ 7:00～7:55 (7:00前には登校しない。)
- ③ 午後練習の最終下校時間

	4月～9月	10月	11月1日 ～15日	11月16日 ～1月31日	2、3月
最終下校	6:00	5:30	5:15	5:00	5:30
延長時間	30分	30分	30分	30分	30分

④ 特別な練習について

- ・ 延長練習：公式練習・発表コンクールが予定されている週の5日間に限り延長できる。
 - ・ テスト前：4、5日前から諸活動停止とする。(テスト前の土日は半日練習とし、どちらかを休みとする。)ただし、公式試合・発表コンクールが予定されている場合は、保護者の了解を得て活動することができる。
- ⑤ 3年生の活動は、夏の総体・発表コンクール等の終了をもって引退とする。その後の駅伝大会・発表コンクールに関しては、保護者の了承を得る。ただし、ギター・マンドリン部と管弦楽部は休部扱いとする。
 - ⑥ 職員会議・学年会議・各種研修会・指導部会の日は活動停止とする。ただし、学年末、学年始めの休業中は毎日会議が続くことから活動内容に十分気をつけさせて活動できるものとする。また、公式大会前に特別活動許可願いを好調に提出して活動することができる。
 - ⑦ 成績処理短縮の日は、4:30最終下校とする。
 - ⑧ 休養日 少なくとも週2日(平日1日以上、土日1日以上)週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を切り替える。

(3) 服装

- ① 活動時 : 校内で定められている (制服・ジャージ・体操服・ワンポイント T シャツ)、ユニホーム・部で統一したジャージ・顧問の許可が出ている T シャツ。
- ② 登下校時 : 平日…制服 (再登校も含む)
休日及び長期休業中…校内で定められている服装、部内で統一された服装。
- ③ 生活時 : 校内で定められている服装。
- ④ 朝練終了時 : 1 時間目が体操服で行う授業がある生徒のみ、体操服のままでの昇降口の通過を認める。

(4) 飲食

- ① 平日に昼食を持参する場合は、各部で指定されている場所で食べる。その際の飲み物は水・お茶・スポーツドリンクを水筒・ペットボトルに入れて持ってくる。(ペットボトルはカバーをつけたものに限る)
- ② 休日や長期休業中に持参する飲み物は、水・お茶・スポーツドリンクを水筒・ペットボトルに入れて持ってくる (ペットボトルはカバーをつけたものに限る)

(5) 入部・退部・転部について

- ① 生徒が継続できるように (休みが多くなっている場合等) 担任・顧問間で協力して指導していく。
- ② 入部届は、次のような流れで提出する。(全学年共通)

生徒の希望 → 保護者の承認 → 担任の承認 → 顧問の承認

※ 2・3 年生についても、同様の手続きを取る。

期日 4 月 13 日 (水) までに担任押印→各部顧問

③ 1 年生の入部について

- ◎ 4 月仮入部期間 14 日 (木) ~ 22 日 (金)
 - ・期間中は、17:30 までに下校 (門を通過) させ、土日の練習には参加させない。
 - ・朝練習は、18 日 (月) からとする。
- ◎ 入部届提出期間 18 日 (月) ~ 22 日 (金)
- ◎ 正式入部 入部届の提出を持って正式入部とする

④ 転・退部について

やむを得ず転部または退部を希望する生徒が出た場合は、現顧問・学級担任・保護者・転部先の顧問がよく相談し合い、より良い学校生活が送れるように配慮する。

(6) その他

- ① 登下校時や学校生活全般については、すべて「学校のルール」に準じる。
- ② いかなる場合も自転車の使用はさせない。
- ③ 部活動中の怪我は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受けられる。(加入は任意です。)
- ④ 3 年生の引退後の部活動参加については、時期に応じて別に定める。
- ⑤ 中庭を利用する際には、顧問が必ずつき、安全面に十分配慮する。